

令和7年 2月 13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)	
地域名 (地域内農業集落名)	下之郷 ( 下之郷 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 2月 13日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

どの耕作者も後継者不足であり、一時的に(農)きりり下之郷に委託したとしても様々な問題があり、新たな農地耕作者の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(農)きりり下之郷を基盤とした稲、麦、大豆を主要作物として、大型機械導入、除草作業等の農作業の効率化の為には、畦畔除去による農地規模拡大を図る事が早急に必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	118.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	118.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として下之郷における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を下之郷地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落での話し合いを継続して行い、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
大型機械導入、除草作業等の農作業の効率化の為、畦畔除去による農地規模拡大を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(農)きりぎり下之郷との連携をより一層図り、集落での話し合いを継続して行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて活用する。 防除(水稲・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境保全型農業直接支払交付金 IPM 緩効性肥料・長期中干実施  
化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業  
農地維持・資源向上実施